

# 速報！ユウワ通信

## ◆今回のテーマ：年末調整時のマイナンバー対応

以前よりユウワ通信等でお知らせしてきた「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」ですが、10月に所得税法施行規則等の改正が行われ、本人交付用の源泉徴収票に個人番号の記載が不要となったことに伴い、扶養控除等申告書の個人番号の記載についても見直しが行われました。

見直しされた詳細については、新たに設置された「源泉所得税関係に関する FAQ」で、明らかとなっています。

[http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/gensen\\_qa.htm](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/gensen_qa.htm)（国税庁 HP）

年末調整の手続きをされる前に、事業所様にはぜひご確認頂きたい項目となっておりますが、今回はその中から特に重要だと思われる数点を抜粋してご紹介いたします。

Q. 扶養控除等申告書には、いつから従業員等の個人番号を記載してもらう必要がありますか？

(答) 扶養控除等申告書は平成 28 年 1 月以降に提出を受けるものについて、従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号を記載してもらう必要があります。

したがって、平成 27 年中に提出を受ける場合には、27 年分・28 年分どちらの扶養控除等申告書であっても法令上、個人番号の記載義務はありません。

Q. 扶養控除等申告書に支払者の法人番号をプレ印字して従業員に交付してもよいですか？

(答) 支払者の個人番号又は法人番号については、扶養控除等申告書の提出を受けた後に付記することとなっていますが、法人番号については、利用制限もないことから、あらかじめ印字し、従業員に交付しても差し支えありません。

Q. 従業員等から個人番号の提供を拒否された場合、どのように対応すればよいですか？

(答) 個人番号の記載は、法令で定められた義務であることを説明し、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

Q. 扶養控除等申告書の個人番号に「給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨の記載をすることで、個人番号の記載に代えることはできますか？

(答) 平成 28 年 1 月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要がありますので、その記載内容が前年以前と異動がない場合であっても、原則、その記載を省略することはできません。

しかしながら、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等の個人番号の記載をしなくても差し支えありません。

なお、給与支払者において保有している個人番号と個人番号の記載が省略された者に係る個人番号については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。

【齊藤 美帆】

### ☆☆新入社員のご紹介☆☆

前職は保証協会の理事をしており、11 月 16 日所長室長として入社しました。顧問先様の更なる発展にお役に立てるよう頑張りますので、よろしくお願い致します。

【徳永 雄二】